

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	被災者台帳作成事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝倉市は、被災者台帳作成事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県朝倉市長

公表日

令和6年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	被災者台帳作成事務
②事務の概要	<p>災害対策基本法第90条の3に基づき、市域に係る災害が発生した場合において、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するための基礎とする台帳を作成する。</p> <p>災害対策基本法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>(1)被災者台帳の作成 (2)被災者本人情報や世帯情報の確認 (3)被災者の被害状況や援護実施状況、配慮事項等の管理 (4)被災者に対する援護の実施に必要な限度内における台帳情報の内部利用</p> <p>また、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して被災者台帳作成に係る情報の照会を行う。</p>
③システムの名称	1. エクセルファイルまたは紙ベース 2. 団体内統合利用番号連携サーバー 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)被災者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の36の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第28条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）（以下、「別表第二省令」という。） (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(56の2の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) : 第30条 (別表第二における情報提供の根拠) : なし (被災者台帳作成事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 防災交通課
②所属長の役職名	防災交通課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号838-8601 総務部防災交通課消防防災係 住所：福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話：0946-28-7554 ファクス：0946-22-0418 E-mail：bou-syoubou@city.asakura.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号838-8601 総務部防災交通課消防防災係 住所：福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話：0946-28-7554 ファクス：0946-22-0418 E-mail：bou-syoubou@city.asakura.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月7日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月7日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	① 総務部 消防防災課 ② 消防防災課長 草場 千里	① 総務部 防災交通課 ② 防災交通課長 草場 千里	事後	平成28年4月1日付組織機構の変更による
平成28年6月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号838-8601 総務部消防防災課消防防災係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話:0946-22-1111 ファクス:0946-22-0418 E-mail:syoubou@city.asakura.lg.jp	郵便番号838-8601 総務部防災交通課消防防災係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話:0946-22-1111 ファクス:0946-22-0418 E-mail:boukou@city.asakura.lg.jp	事後	平成28年4月1日付組織機構の変更による
平成28年6月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報のファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号838-8601 総務部消防防災課消防防災係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話:0946-22-1111 ファクス:0946-22-0418 E-mail:syoubou@city.asakura.lg.jp	郵便番号838-8601 総務部防災交通課消防防災係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話:0946-22-1111 ファクス:0946-22-0418 E-mail:boukou@city.asakura.lg.jp	事後	平成28年4月1日付組織機構の変更による
平成29年9月15日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号838-8601 総務部防災交通課消防防災係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話:0946-22-1111 ファクス:0946-22-0418 E-mail:boukou@city.asakura.lg.jp	郵便番号838-8601 総務部防災交通課消防防災係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話:0946-22-1111 ファクス:0946-22-0418 E-mail:bou-syoubou@city.asakura.lg.jp	事後	平成29年度からのアドレス変更による
平成29年9月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報のファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号838-8601 総務部防災交通課消防防災係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話:0946-22-1111 ファクス:0946-22-0418 E-mail:boukou@city.asakura.lg.jp	郵便番号838-8601 総務部防災交通課消防防災係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話:0946-22-1111 ファクス:0946-22-0418 E-mail:bou-syoubou@city.asakura.lg.jp	事後	平成29年度からのアドレス変更による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長の役職名 防災交通課長 草場千里	②所属長の役職名 防災交通課長	事後	
平成30年6月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号838-8601 総務部防災交通課消防防災係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話:0946-22-1111 ファクス:0946-22-0418 E-mail:bou-syoubou@city.asakura.lg.jp	郵便番号838-8601 総務部防災交通課消防防災係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話:0946-28-7554 ファクス:0946-22-0418 E-mail:bou-syoubou@city.asakura.lg.jp	事後	
平成30年6月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号838-8601 総務部防災交通課消防防災係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話:0946-22-1111 ファクス:0946-22-0418 E-mail:bou-syoubou@city.asakura.lg.jp	郵便番号838-8601 総務部防災交通課消防防災係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話:0946-28-7554 ファクス:0946-22-0418 E-mail:bou-syoubou@city.asakura.lg.jp	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策	記載無し	追記	事後	新様式による変更
令和2年7月31日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	【 】提供・移転しない	【○】提供・移転しない	事前	
令和3年11月9日	I-4 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二	・番号法第19条第8号及び別表第二	事後	デジタル手続法公布(令和3年5月19日)による号ズレ